NOMA 70th Anniversary
NIPPON OMNI-MANAGEMENT ASSOCIATION

回	覧		

日経東発第60013500号
令和元年7月9日

道路管理課長
土 木 課 長
用地担当課長
都市整備課長　殿
都市計画課長
法 務 課 長
総 務 課 長

一般社団法人 日本経営協会
理事長　岡島　芳明

NOMA行政管理講座開催（ご案内）

道路管理の基本と各種事故・トラブルへの対応実務

～知っておきたい法律知識から、事例別「何か起こった」場合の責任まで～

＜令和元年 10 月 7 日(月)・8 日(火)＞

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

本会事業活動には、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

道路はヒト・モノの流れの要となるインフラであり、誰もが支障なく利用できる状態を維持することは、自治体に課せられた重要な責務の一つとなっております。また、道路管理者の権限、職掌、賠償責任などをめぐっては、様々な法令が複雑に絡み合っており、特に正確な理解を期する必要があります。

本講座では、道路管理に関わる法律の要点、維持管理をはじめとする実務、また万一の事故・トラブルへの対応について、具体的な事例も交えてわかりやすく解説いたします。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をお勧め申しあげます。

敬　具

記

（12:00から受付）

日　　時：令和元年 10 月 7 日(月) 13:00 ～ 17:00
10 月 8 日(火) 10:00 ～ 16:00

講　　師：自治体債権研究会　代表
行政対象暴力研究会　副代表　楠井（くすい）　嘉行（よしゆき）氏
楠井法律事務所 弁護士・博士(医学)
楠井法律事務所 弁護士　田中（たなか）　友康（ともやす）氏

会　　場：日本経営協会内専用教室
（東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-11-8）

参 加 料：（負 担 金）

	本会会員(1 名)	一　般(1 名)
参加料	29,000 円	32,000 円

※参加料には、別途消費税がかかります。

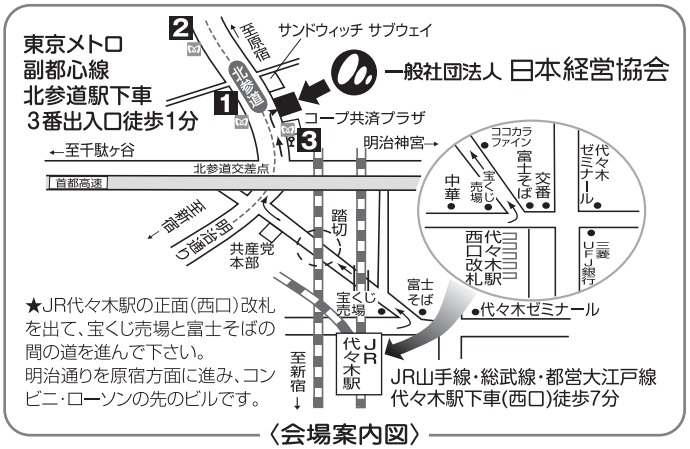

〈会場案内図〉

申込方法：①ＦＡＸまたは郵送申込…裏面申込書に必要事項をご記入の上、下記へお送り下さい。
②Ｗｅｂ申込…本会ホームページ上の「セミナーお申込ボタン」を押し、必要事項をご入力下さい。
・受付次第、参加券および請求書をご連絡担当者宛にお送りいたします。
・開催３営業日前までに参加券が届かない場合は、お手数ですがご連絡下さい。
・お申込みは開催日の３営業日前までにお願いいたします。
・本講座は、定員になり次第締め切らせていただきます。

入金方法：参加料は、請求書にもとづき銀行振込にてお納め下さい。領収書は「振込金受領書」をもってかえさせていただきますのでご了承下さい。

キャンセル：お申し込み後、キャンセルされる場合は必ず事前（３営業日前まで）にご連絡下さい。
開催日の３営業日前～前日のキャンセルは受講料の 30%、開催当日のキャンセルは 100%をキャンセル料として申し受けます。
なお、当日までに連絡なくご欠席の場合も、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承下さい。

そ の 他：参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。

お申込み
お問合せ先
一般社団法人 日本経営協会
（お電話でのお問合せは月曜日～金曜日の 9：15 ～ 17：15 にお願いします）
東京本部　公務研修グループ
〒151-8538　東京都渋谷区千駄ケ谷3−11−8
TEL(03)3403−1891(直)　FAX(03)3403−1130
E-mail:tks@noma.or.jp　URL http://www.noma.or.jp

NOMA
NIPPON OMNI-MANAGEMENT ASSOCIATION

★WEBからもお申込みできます！

http://www.noma.or.jp/seminar/tabid/138/Default.aspx　NOMA　講　座　検索

▶プログラム◀

Ⅰ：道路管理者について
1．道路管理者とは
2．道路管理者の責務と権限
3．各道路（指定区間内国道・指定区間外国道・都道府県道・市町村道）の管理者間の関係

Ⅱ：道路管理をめぐる法と実務
1．道路管理の内容
2．道路管理権とその範囲
　重複路線、境界道路、兼用工作物
3．管理の代行と委任
4．道路の維持・修繕
　「維持・修繕」の基準について
　道路パトロールの留意点
　「瑕疵」の意義
5．里道等法定外公共物の管理
6．承認工事
7．禁止行為、沿道制限
8．通行の禁止制限
9．道路の占用と占用物件
10．占用の許可と許可基準、占用手続
11．監督処分と代執行
　行政代執行の流れと手続
　簡易代執行について
12．その他
　損害保険会社との連携
　和解時の留意点

◆道路の設置瑕疵に関する自治体の賠償責任
・国家賠償法の構成
・法律間の適用の優先順位
・公務員の不法行為と賠償責任（代位責任説）
・公の営造物の設置管理の瑕疵と賠償責任（危険責任主義）
・道路管理瑕疵による賠償事例の特徴

Ⅲ：道路管理をめぐる諸問題対応の事例解説
・道路陥没による車体損傷によって、自治体が責任を負うケース
　①現場確認前に事故が起こった場合
　②現場確認後、注意喚起を行ったにもかかわらず事故が起こった場合
　③注意喚起はどの程度が適切とみなされるか？
・駅前ロータリーを横断しようとした歩行者が車道のくぼみで転倒した事例
・格子状の金属蓋上で自転車がスリップして転倒した事例
・特殊な車両による事故の事例（競技用自転車、車高の低い外国産自動車）
・バリケードを乗り越えて工事区間に侵入した歩行者が穴に転倒した事例
・農業用水の有蓋部を走行していた自転車がそのまま無蓋部に進行し転落した事例
・歩行者用通路に誤って侵入した自動車が方向転換時に道路外に滑落した事例
・民家からはみ出した障害物に接触して自動車がパンクした事例
・街路灯のない道路で走行中の自動二輪車がバリケードに衝突した事例
・台風による倒木の事例
・降雪・路面凍結によるスリップの事例
・道路内に動物が侵入した事例（エゾシカ、キツネ）ほか

講師紹介

楠井　嘉行（くすい　よしゆき）氏
自治体債権研究会　代表
行政対象暴力研究会　副代表
楠井法律事務所　弁護士・博士（医学）

昭和55年4月～昭和58年3月　三重県職員。昭和60年弁護士登録。平成17年4月中京大学法科大学院法務研究科講師（公法総合演習担当、現在兼任教授）。平成19年7月から平成27年7月まで三重県人事委員会委員。平成22年10月から三重県立看護大学非常勤講師（法学、平成23年4月より客員教授）、平成24年4月から平成26年3月まで三重弁護士会副会長。津市、亀山市、名張市、志摩市ほか、三重県下20市町の法律顧問をつとめる。
著　書:「自治体の債権回収」（公職研）/ 「行政対象暴力Q&A」「自治体と弁護士の連携術」「医療現場でのクレーム･トラブルQ&A -初期対応から法的対応まで-」（いずれも、ぎょうせい）など

楠井法律事務所
弁護士　田中（たなか）　友康（ともやす） 氏

平成23 年弁護士登録。
多くの行政事件・商事・一般民事等の他、知財・独禁法等、専門的な分野の事件にも取組む。

講座申込み：ＦＡＸ（03）3403-1130

60013500 『道路管理の基本と各種事故・トラブルへの対応実務』参加申込書　※NOMA記入

令和元年10月7日～8日　□会員　□一般（該当欄にレ印）

役所名		電　話	（　　）　内線		＜ご連絡担当者＞
		ＦＡＸ	（　　）		所属
所在地	〒				フリガナ 氏名
フリガナ 参加者氏名		所属部課 役職名		経験 年数 年 ケ月	メールアドレス
フリガナ 参加者氏名		所属部課 役職名		経験 年数 年 ケ月	＜通信欄＞
フリガナ 参加者氏名		所属部課 役職名		経験 年数 年 ケ月	

申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
①参加券・請求書の発送および参加者名簿の作成などの事務処理　②本会主催のセミナー、展示会、通信教育などのご案内
②がご不要の場合は□にチェックしてください。── □不要

（経験年数は、現在の部課での年数をご記入ください）